

知って得する情報満載

「標準引越運送約款」の ポイント

スムーズなお引越のために
必ずお読みください



JTA 公益社団法人
全日本トラック協会
<http://www.jta.or.jp>



1 約款について…

- この約款は、一般家庭の引越でトラックを使用しておこなうすべての引越に適用されます。【第1条1】
*事務所の移転や、ロールボックスパレット等の容器単位での価格設定となっている単身者向け引越サービス等については、この約款によらない旨を引越事業者が予め告知した場合には適用されません。



ポイント

2 見積りは無料です

- 見積りは無料。(ただし事前のお客様の了解を得た場合には、下見に要した費用を頂くことがあります) 【第3条4】
- 見積りの際に、内金、手付金などを支払う必要はありません。 【第3条5】



- 荷物を受け取るときに見積書に記載された方法で運賃等をお支払いいただきます。【第19条1】



ポイント

3 現金や貴重品などはお引き受けできない場合があります

- お客様で運んでいただきたいもの。【第4条2-1】



などお客様が持つことができる貴重品

- お引き受けできない場合があります。【第4条2-2～3】



ポイント

4 引受できないものや、こわれやすい物は事前に申告してください【第8条】

ポイント③のものや、パソコンなどの電子機器、変質もしくは腐敗しやすいもの等、運送上の特段の注意が必要なものについては、事前に申告をお願いします。



ポイント

5 荷造りや作業について

- 見積書の作成の際は、お客様と引越事業者で作業内容、作業分担を確認します。【第3条2八】
- 事業者が荷造りする場合、お客様が費用を負担します。 【第7条3】



ポイント

6 解約・延期手数料は…

- 解約・延期手数料は引越荷物の受取日の前々日で見積運賃等(運賃及び料金)の20%以内、前日で同30%以内、当日で同50%以内です。

すでに実施・着手した附帯サービスに要した費用(見積書に明記したもの)はいただきます。

【第21条】

お客様による
都合による
引越前日の
作業延期

手数料が
見積運賃等の
30%
発生

引越荷物の受取日の

| 前々日のご連絡 | 前日のご連絡 | 当日のご連絡 |
|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 見積書に記載した見積運賃等の 20%以内 | 見積書に記載した見積運賃等の 30%以内 | 見積書に記載した見積運賃等の 50%以内 |

【第21条2-1, 2-2】

ポイント

7 引越し前と引越し後に確認!

- 引越前と引越後に、壁や床にキズがないか、最後に部屋やトラックなどに荷物が残っていないか、運送事業者と確認しましょう。



ポイント

8 荷物の破損や紛失について3ヶ月以内にお知らせください

- 事業者の責任は荷物のお引き渡しが終わってから3ヶ月以内にご連絡がない場合、消滅します。

【第25条1】



標準引越運送約款

(平成二年運輸省告示第五百七十七号)

最終改正 平成三十年一月三十一日 国土交通省告示第百二十七号

第一章 次
第二章 見積り (第三条)
第三章 運送の引受け (第四条・第五条)
第四章 荷物の受取 (第六条・第七条)
第五章 荷物の引渡し (第九条・第十二条)
第六章 指図 (第十三条・第十四条)
第七章 事故 (第十五条・第十七条)
第八章 運賃等 (第十八条・第二十一条)
第九章 責任 (第二十二条・第二十九条)

第一 章 見積り

則

適用範囲

第一条 この約款は、一般貨物自動車運送事業により行う引越運送及びこれに附帯する荷造り、不用品の処理等のサービスに適用されます。ただし、事業所等の移転又は当店が提供する定型の容器を用いて定額で行う運送であつて、この約款によらない旨をあらかじめ告知した場合には、適用されません。

第二条 この約款に定めのない事項については、法令又は「一般の慣習」によります。

第三条 当店は、前項の規定にかかるらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることができます。

第四条 前項の受付日時を変更する場合は、あらかじめ営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

第五条 前項の受付日時を定め、店頭に掲示します。

第六条 当店は、引越運送及びこれに附帯するサービスに要する運賃及び料金(以下「運賃等」という。)について、試算(以下「見積り」という。)を行います。

第七条 見積りを行ったときは、次の事項を記載した見積書を申込者に発行します。

一 申込者の氏名又は名称、住所及び電話番号

二 荷物の受取日時及び引渡日(受付日時)

三 荷物の受取日時及び引渡日(受付日時)

四 発送地及び到達地の地名、地番及び連絡先電話番号

五 運賃等の合計額、内訳及び支払方法

六 要約手数料の額

七 当店の名称、住所、電話番号、見積り担当者の氏名及び問い合わせ窓口電話番号

八 荷送人及び荷受け人並びに当店が行う作業内容

九 荷物の受取日時及び引渡日(受付日時)

十 運賃等の合計額、内訳及び支払方法

十一 要約手数料の額

十二 当店の名称、住所、電話番号、見積り担当者の氏名及び問い合わせ窓口電話番号

十三 荷送人及び荷受け人並びに当店が行う作業内容

十四 荷物の受取日時及び引渡日(受付日時)

十五 運賃等の合計額、内訳及び支払方法

十六 要約手数料の額

十七 当店の名称、住所、電話番号、見積り担当者の氏名及び問い合わせ窓口電話番号

十八 要約手数料の額

十九 当店の名称、住所、電話番号、見積り担当者の氏名及び問い合わせ窓口電話番号

二十 当店の名称、住所、電話番号、見積り担当者の氏名及び問い合わせ窓口電話番号

二十一 当店の名称、住所、電話番号、見積り担当者の氏名及び問い合わせ窓口電話番号

二十二 当店の名称、住所、電話番号、見積り担当者の氏名及び問い合わせ窓口電話番号

二十三 当店の名称、住所、電話番号、見積り担当者の氏名及び問い合わせ窓口電話番号

二十四 当店の名称、住所、電話番号、見積り担当者の氏名及び問い合わせ窓口電話番号

二十五 当店の名称、住所、電話番号、見積り担当者の氏名及び問い合わせ窓口電話番号

二十六 当店の名称、住所、電話番号、見積り担当者の氏名及び問い合わせ窓口電話番号

二十七 当店の名称、住所、電話番号、見積り担当者の氏名及び問い合わせ窓口電話番号

二十八 当店の名称、住所、電話番号、見積り担当者の氏名及び問い合わせ窓口電話番号

二十九 当店の名称、住所、電話番号、見積り担当者の氏名及び問い合わせ窓口電話番号

三十 当店の名称、住所、電話番号、見積り担当者の氏名及び問い合わせ窓口電話番号

三十一 当店の名称、住所、電話番号、見積り担当者の氏名及び問い合わせ窓口電話番号

三十二 当店の名称、住所、電話番号、見積り担当者の氏名及び問い合わせ窓口電話番号

三十三 当店の名称、住所、電話番号、見積り担当者の氏名及び問い合わせ窓口電話番号

三十四 当店の名称、住所、電話番号、見積り担当者の氏名及び問い合わせ窓口電話番号

三十五 当店の名称、住所、電話番号、見積り担当者の氏名及び問い合わせ窓口電話番号

三十六 当店の名称、住所、電話番号、見積り担当者の氏名及び問い合わせ窓口電話番号

三十七 当店の名称、住所、電話番号、見積り担当者の氏名及び問い合わせ窓口電話番号

三十八 当店の名称、住所、電話番号、見積り担当者の氏名及び問い合わせ窓口電話番号

三十九 当店の名称、住所、電話番号、見積り担当者の氏名及び問い合わせ窓口電話番号

四十 当店の名称、住所、電話番号、見積り担当者の氏名及び問い合わせ窓口電話番号

四十一 当店の名称、住所、電話番号、見積り担当者の氏名及び問い合わせ窓口電話番号

四十二 当店の名称、住所、電話番号、見積り担当者の氏名及び問い合わせ窓口電話番号

四十三 当店の名称、住所、電話番号、見積り担当者の氏名及び問い合わせ窓口電話番号

四十四 当店の名称、住所、電話番号、見積り担当者の氏名及び問い合わせ窓口電話番号

四十五 当店の名称、住所、電話番号、見積り担当者の氏名及び問い合わせ窓口電話番号

四十六 当店の名称、住所、電話番号、見積り担当者の氏名及び問い合わせ窓口電話番号

四十七 当店の名称、住所、電話番号、見積り担当者の氏名及び問い合わせ窓口電話番号

四十八 当店の名称、住所、電話番号、見積り担当者の氏名及び問い合わせ窓口電話番号

四十九 当店の名称、住所、電話番号、見積り担当者の氏名及び問い合わせ窓口電話番号

五十 当店の名称、住所、電話番号、見積り担当者の氏名及び問い合わせ窓口電話番号

五十一 当店の名称、住所、電話番号、見積り担当者の氏名及び問い合わせ窓口電話番号

五十二 当店の名称、住所、電話番号、見積り担当者の氏名及び問い合わせ窓口電話番号

五十三 当店の名称、住所、電話番号、見積り担当者の氏名及び問い合わせ窓口電話番号

五十四 当店の名称、住所、電話番号、見積り担当者の氏名及び問い合わせ窓口電話番号

五十五 当店の名称、住所、電話番号、見積り担当者の氏名及び問い合わせ窓口電話番号

五十六 当店の名称、住所、電話番号、見積り担当者の氏名及び問い合わせ窓口電話番号

五十七 当店の名称、住所、電話番号、見積り担当者の氏名及び問い合わせ窓口電話番号

五十八 当店の名称、住所、電話番号、見積り担当者の氏名及び問い合わせ窓口電話番号

五十九 当店の名称、住所、電話番号、見積り担当者の氏名及び問い合わせ窓口電話番号

六十 当店の名称、住所、電話番号、見積り担当者の氏名及び問い合わせ窓口電話番号

六十一 当店の名称、住所、電話番号、見積り担当者の氏名及び問い合わせ窓口電話番号

六十二 当店の名称、住所、電話番号、見積り担当者の氏名及び問い合わせ窓口電話番号

六十三 当店の名称、住所、電話番号、見積り担当者の氏名及び問い合わせ窓口電話番号

六十四 当店の名称、住所、電話番号、見積り担当者の氏名及び問い合わせ窓口電話番号

六十五 当店の名称、住所、電話番号、見積り担当者の氏名及び問い合わせ窓口電話番号

六十六 当店の名称、住所、電話番号、見積り担当者の氏名及び問い合わせ窓口電話番号

六十七 当店の名称、住所、電話番号、見積り担当者の氏名及び問い合わせ窓口電話番号

六十八 当店の名称、住所、電話番号、見積り担当者の氏名及び問い合わせ窓口電話番号

六十九 当店の名称、住所、電話番号、見積り担当者の氏名及び問い合わせ窓口電話番号

七十 当店の名称、住所、電話番号、見積り担当者の氏名及び問い合わせ窓口電話番号

七十一 当店の名称、住所、電話番号、見積り担当者の氏名及び問い合わせ窓口電話番号

七十二 当店の名称、住所、電話番号、見積り担当者の氏名及び問い合わせ窓口電話番号

七十三 当店の名称、住所、電話番号、見積り担当者の氏名及び問い合わせ窓口電話番号

七十四 当店の名称、住所、電話番号、見積り担当者の氏名及び問い合わせ窓口電話番号

七十五 当店の名称、住所、電話番号、見積り担当者の氏名及び問い合わせ窓口電話番号

七十六 当店の名称、住所、電話番号、見積り担当者の氏名及び問い合わせ窓口電話番号

七十七 当店の名称、住所、電話番号、見積り担当者の氏名及び問い合わせ窓口電話番号

第一 章 次

第二 章 見積り (第三条)

第三 章 運送の引受け (第四条・第五条)

第四 章 荷物の受取 (第六条・第七条)

第五 章 荷物の引渡し (第九条・第十二条)

第六 章 指図 (第十三条・第十四条)

第七 章 事故 (第十五条・第十七条)

第八 章 運賃等 (第十八条・第二十一条)

第九 章 責任 (第二十二条・第二十九条)

第一 章 見積り

第二 章 見積り

第三 章 運送の引受け

第四 章 荷物の受取

第五 章 荷物の引渡し

第六 章 指図

第七 章 事故

第八 章 運賃等

第九 章 責任

第十 章 運送の引受け

第十一 章 荷物の受取

第十二 章 荷物の引渡し

第十三 章 指図

第十四 章 事故

第十五 章 運賃等

第十六 章 責任

第十七 章 運送の引受け

第十八 章 荷物の受取

第十九 章 荷物の引渡し

第二十 章 指図

第二十一 章 事故

第二十二 章 運賃等

第二十三 章 責任

第二十四 章 運送の引受け

第二十五 章 荷物の受取

第二十六 章 荷物の引渡し

第二十七 章 指図

第二十八 章 事故

第二十九 章 運送の引受け

第三十 章 荷物の受取

第三十一 章 荷物の引渡し

第三十二 章 指図

第三十三 章 事故

第三十四 章 運送の引受け

第三十五 章 荷物の受取

第三十六 章 荷物の引渡し

第三十七 章 指図

第三十八 章 事故

第三十九 章 運送の引受け

第四十 章 荷物の受取

第四十一 章 荷物の引渡し

第四十二 章 指図

第四十三 章 事故

第四十四 章 運送の引受け

第四十五 章 荷物の受取

第四十六 章 荷物の引渡し

第四十七 章 指図

第四十八 章 事故

第四十九